

松江市告示第 144 号

松江市明るい街づくり推進事業補助金交付要綱（平成 17 年松江市告示第 28 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 24 日

松江市長 松 浦 正 敬

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
(補助の対象等)			(補助の対象等)		
第 3 条 略			第 3 条 略		
補助金の名称	防犯灯設置事業補助金	防犯灯電気代補助金	補助金の名称	防犯灯設置事業補助金	防犯灯電気代補助金
略			略		
交付の率又は金額	1 補助金の額は、補助対象経費の 3 分の 2 <u>以内</u> の額(100 円未満切捨て)とする。 2 略	略	交付の率又は金額	1 補助金の額は、補助対象経費の 3 分の 2 <u> </u> の額(100 円未満切捨て)とする。 2 略 3 <u>1 補助事業者当たりの補助限度額は、1 年度につき 20 万円</u>	略

					とする。ただ
					し、市長が特
					に必要と認
					めた場合は
					この限りで
					ない。
略			略		
終期	令和4年3月31日		終期	平成33年3月31日	

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。